平成２２年（フ）第５１５０号
東京都板橋区志村２丁目19番17号
債務者　ＫＹＧ株式会社（旧商号ユニオン光学株式会社）
代表者代表取締役　林　　友英
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉益　信治
4　破産債権の届出期間　平成22年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８４９号
東京都中央区銀座１丁目14番４号
債務者　ゲインズ・アセット・マネジメント株式会社
代表者代表取締役　中野　　茂
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮坂　　浩
4　破産債権の届出期間　平成22年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３号
長野県松本市高宮中４番15号
債務者　株式会社エス・ディー・ケー
代表者代表取締役　塩原　　幸
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐澤　佳秀
4　破産債権の届出期間　平成22年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月28日午前10時
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１２４号
岡山県倉敷市船穂町船穂1251番地
債務者　株式会社景環
代表者代表取締役　赤澤　賢二
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大林　裕一
4　破産債権の届出期間　平成22年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月１日午後２時30分
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
群馬県太田市東別所町293番地７
債務者　株式会社ファーストホーム
代表者代表取締役　小笠原峰雄
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神谷　保夫
4　破産債権の届出期間　平成22年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月21日午後３時30分
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１２９号
岡山市北区東花尻230番地の９
債務者　株式会社京屋かるた店
代表者代表取締役　緋田　　喬
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土居　幸徳
4　破産債権の届出期間　平成22年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月25日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８２号
岡山市中区倉富252番地12
債務者　ひろみ工業株式会社
代表者代表取締役　矢田　芳文
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　火矢　悦治
4　破産債権の届出期間　平成22年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月１日午後１時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１９号
愛媛県今治市喜田村６丁目５番33号　メゾンドール今治203号、旧住所愛媛県今治市喜田村５丁目10番21号
債務者　村上　　始
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第２１号
福岡県飯塚市幸袋144番地12
債務者　冨田　弘子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第２２号
福岡県飯塚市幸袋144番地12
債務者　冨田　麻衣
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第２４号
福岡県飯塚市安恒312番地５
債務者　神﨑　宣宏
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第２６号
福岡県嘉麻市上山田683番地１
債務者　荒平　正子（旧姓吉武）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第３１号
福岡県田川市大字伊田4969番地
債務者　渡辺亜由美
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第４４号
福岡県田川市大字伊田5179番４
債務者　筒井美智枝
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第４５号
福岡県田川市大字伊田1274番地
債務者　成重ナル子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第７５号
大分県日田市大字友田2141番地６
債務者　矢羽田真悟
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大分地方裁判所日田支部